

瑞浪市中小企業・小規模企業振興条例（案）

本市の経済を支える多くの企業は、小規模企業をはじめとする中小企業であり、地域経済の健全な発展及び市民生活の向上にあたっては、中小企業の果たす役割が重要である。

しかしながら、経済的・社会的環境は大きく変化しており、中小企業が成長を遂げていくためには、中小企業自らの創意工夫を生かした努力が必要である。また、特に小規模企業については、地域経済に関わる団体が連携協力し、その事業の持続的な発展が図られる必要がある。

ここに、本市の中小企業の振興について、その基本理念及び施策の基本方針を定め、地域社会全体で共通の理解と協働の下、一体的かつ積極的に取り組むことにより、本市の更なる発展を目指す礎とするため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、中小企業が本市における経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関し、基本理念及び施策の基本方針を定め、市、中小企業者、中小企業団体及び金融機関の役割を明らかにするとともに、市民の協力をもって中小企業の振興を図り、地域経済の健全な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- （2） 小規模企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- （3） 中小企業団体 商工会議所法（昭和28年法律第143号）の規定に基づく商工会議所及びその他の中小企業の支援を行う団体であって、市内に事務所を有するものをいう。

(4) 金融機関 銀行、信用金庫、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づく農業協同組合又はその他の金融機関であって、市内に本店又は支店を有するものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) 中小企業の経営の改善及び向上を図るための総意工夫及び自主的な努力が促進されること。この場合において、小規模企業については、持続的な発展を図るための取組が促進されること。

(2) 市、中小企業、中小企業団体、金融機関、市民その他中小企業の事業活動と関係がある者が、相互に連携し協力して推進されること。

(3) 市内にある産業基盤、優れた人材、様々な特産物、自然環境その他の地域資源を十分に活用して推進されること。

(市の役割)

第4条 市は、前条に規定する基本理念に基づき、中小企業の振興に関する施策を実施するものとする。

2 市は、中小企業の振興に関する施策を立案するにあたっては、小規模企業者の事情に配慮するとともに、中小企業者、中小企業団体、及び金融機関と連携を図るものとする。

3 市は、中小企業の振興に関する施策を実施するにあたっては、中小企業者、中小企業団体及び金融機関と連携を図るものとする。

4 市は、中小企業が豊かな地域社会づくりへの貢献や地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与していることについて、市民の理解を深めるよう努めるものとする。

5 市は、中小企業の振興に関する施策を効果的に実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

6 市は、地域社会の発展に取り組んでいる中小企業者への発注機会の確保に最大限努めるものとする。

(中小企業者の役割)

第5条 中小企業者は、経済的社会的諸条件の変化に応じて、新事業の展開や高付加価値化等の経営革新及び円滑な事業承継等の自らの経営基盤の強

化に努めるものとする。

- 2 中小企業者は、相互に連携を図りながら協力することにより、受注の獲得に取り組むよう自ら中小企業の振興に努めるものとする。
- 3 中小企業者は、地域社会を構成する一員として、地域社会との調和を図り、安心して暮らしやすい社会の実現に貢献するよう努めるものとする。
- 4 中小企業者は、経営改善及び地域経済の振興のため、中小企業団体への加入に努めるものとする。

(中小企業団体の役割)

第6条 中小企業団体は、中小企業に対し情報発信を強化し、経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、市が行う中小企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。

- 2 中小企業団体は、中小企業の経営改善及び地域経済の振興のため、中小企業者の中小企業団体への加入促進に努めるものとする。

(金融機関の役割)

第7条 金融機関は、中小企業が経営基盤の強化及び経営革新に取り組むことができるよう円滑な資金融資及び経営相談その他の方法により、中小企業を支援するとともに、市及び中小企業団体が実施する中小企業の振興に関する施策に、相互に連携を取りながら協力するよう努めるものとする。

(市民の協力)

第8条 市民は、中小企業の振興が地域社会の発展及び市民生活の向上において重要な役割を果たすことを理解し、中小企業の発展に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第9条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 経営方法の改善、技術の向上その他中小企業の経営基盤の強化を図ること。
- (2) 資金調達の円滑化を図ること。
- (3) 後継者をはじめとする事業活動を担う人材の育成及び確保を図ること。
- (4) 創業及び新たな事業の創出等の促進を図ること。

- (5) 事業の承継又は廃止の円滑化を図ること。
- (6) 成長分野への算入に向けた新商品や新技術の研究及び開発の促進を図ること。
- (7) 新たな需要及び市場の開拓並びに海外における事業の展開の促進を図ること。
- (8) 地域にある産業基盤その他の地域資源を活用して行う事業環境の整備を図ること。
- (9) 女性の活躍促進のため働きやすい就労環境整備を図ること。
- (10) 高齢者及び障がい者が働きやすい就労環境整備及び雇用拡大を図ること。
- (11) 安心して子供を産み育てることができる就労環境整備を図ること。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。